第七条の二第三項中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、その事業の規模が著しく小さい場合その他の内閣府令・厚生労働省令で定める場合を除き、内閣府令・厚生労働省令で定めるところにより、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

附　則

この政令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
厚生労働大臣　武見　敬三

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和五年十一月六日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第三百十七号

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第三十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和五十年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十三条第四号及び第五号を削る。

附　則

この政令は、令和六年七月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○財務省令第五十五号

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十四号）の施行に伴い、租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年十一月六日

財務大臣　鈴木　俊一

租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令

次に掲げる省令の規定中「第二号」を「第三号」に改める。

一　租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第一項第二号イ、第二十三条の五の二第三項第一号イ(2)及び第二十三条の六第三項第一号イ(2)

二　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第四項第一号イ(2)

三　新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（令和二年財務省令第四十四号）第四条の二第一項第二号イ

附　則

この省令は、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和五年政令第三百十四号）の施行の日から施行する。